

難病の患者に対する医療等に関する法律案に対する修正案要綱

第1 特定医療費の支給に関する規定の修正

- 1 指定難病の定義から、難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達しないことを削ること。
(第5条第1項関係)
- 2 食事療養及び生活療養に係る特定医療費の額の算定について、これらを除く指定特定医療と同様に自己負担の割合の上限を2割とすること。
(第5条第2項関係)
- 3 指定難病の患者が特定医療を受ける必要があるときは、その病状の程度にかかわらず、支給認定を受けられるようにすること。
(第7条第1項関係)

第2 検討時期の前倒し

施行後3年（原案は5年）を目途として検討を加えるものとする。
(附則第2条関係)

第3 その他

その他所要の規定の整理を行うこと。